

通知カードを受け取ったら

マイナンバーは市役所での手続きに使用することがありますので、お越しの際は「通知カード」などご自分のマイナンバーが確認できるものを必ずお持ちください。

●通知カードは大切に保管してください



(表)



(裏)

《交付手数料》

- 初回無料
- 再交付は有料

通知カード（紙製）には、偽造防止加工が施されています。

通知カードの受け取り後、個人番号カードを申請してください

※個人番号カードの申請は任意です。開始当初は、混雑が予想されるため受け取りに時間がかかる場合があります。

●個人番号カードとは

- ▶ 顔写真付きの身分証明書として利用できる他、今後、さまざまなサービスが受けられる予定です。
- ▶ コンビニエンスストアなどで住民票・印鑑登録証明書などを取得できるようになります。※平成28年3月以降の予定。
- ▶ e-TAX(国税電子申告・納税システム)を利用できます。※インターネットに接続したパソコンとICカードリーダーが必要です。



(表)



(裏)

《交付手数料》

- 初回無料
- 再交付は有料

※住基カードで印鑑登録証と図書館利用券の機能を利用していた方は、別途手続きが必要になります。

個人番号カードの安全面

ICチップに記録するのは必要最低限

ICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシーの高い個人情報は記録されません。

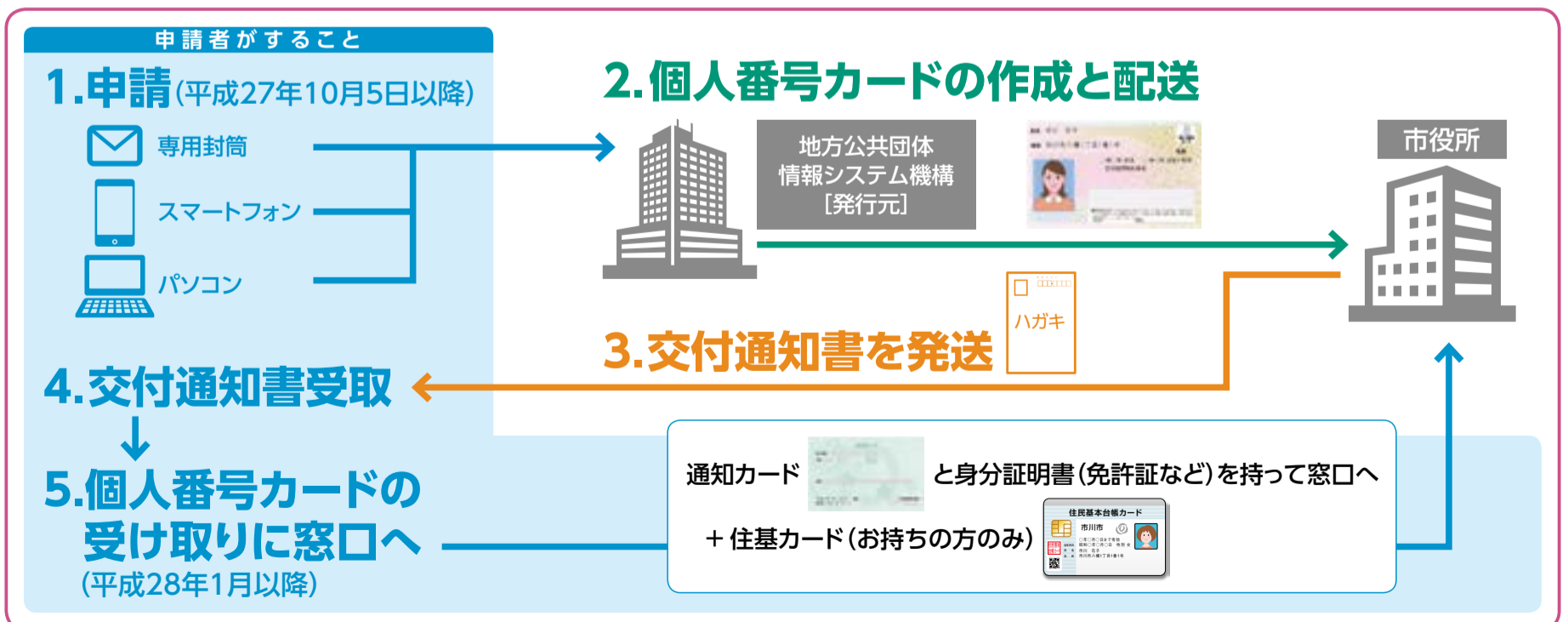
不正な読み取りを防ぐICチップ

ICチップには、登録した情報を不正に取り出すことを防ぐ機能（耐タンパー性）があります。

顔写真とパスワード

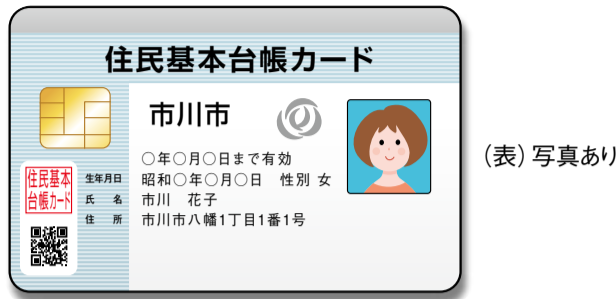
個人番号カードには顔写真が印刷され、パスワードが設定されます。

●申請から受け取りまでの流れ



住民基本台帳カードはどうなるの

▶ 住民基本台帳カードは有効期限まで利用できます。(カードの交付は、平成27年12月末で終了)



※印鑑登録証、福祉サービス券、図書館利用券の機能を利用していた方は、個人番号カードに移行した場合、利用できなくなりますので、ご注意下さい。

● 住基カード、通知カード、個人番号カードの関係

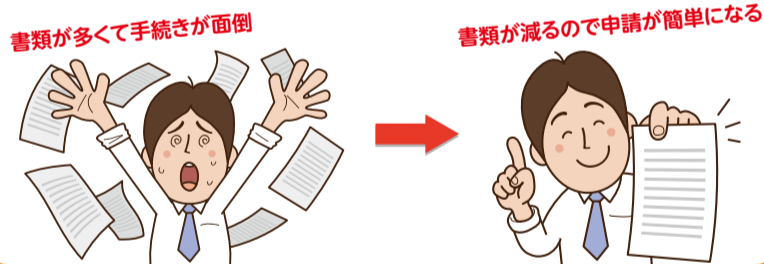
カードの種類	平成27年10月5日		平成28年1月1日	
		交付	平成27年12月末まで取得可能	
住基カード	利用	有効期限10年(平成28年1月以降も期限内までは有効) ※最長平成37年12月末まで。		
通知カード	交付	平成27年10月5日以降、全国民に順次発送		
	利用	有効期限なし		
個人番号カード	交付		平成28年1月1日以降取得可能	
	利用		有効期限10年(20歳未満は5年)	

※ 個人番号カードを取得した場合、住基カードと通知カードは返還となります。

マイナンバーを利用する場面と利便性の向上

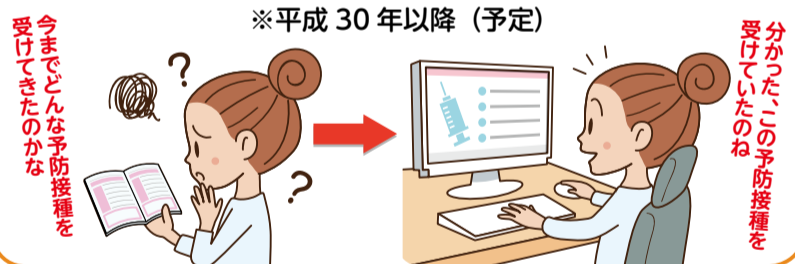
便利に

児童手当の申請時に提出する書類が減ります
※平成29年7月以降(予定)



便利に

母子手帳の紛失や引越しで不明になってしまった予防接種の履歴を自分で確認できるようになります
※平成30年以降(予定)



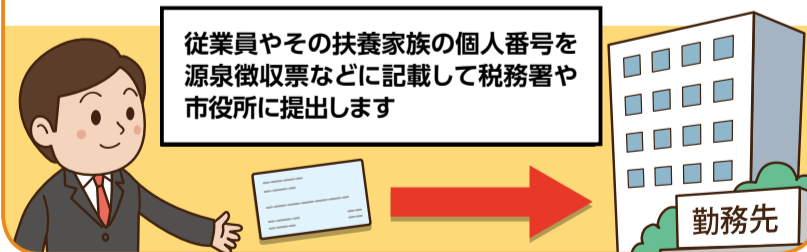
市役所で

毎年6月の児童手当の現況届の際に市役所にマイナンバーを提示します



勤務先で

源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示します



マイナンバー制度のお問い合わせは

0570-20-0178

(全国共通ナビダイヤル)

平日午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※お掛け間違いのないよう、くれぐれもご注意ください。

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応は、☎0570-20-0291に電話してください。

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は、☎050-3816-9405に電話してください。